

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号
名 称 株式会社こっこー
代表取締役 楨岡 達真

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊 東 香 織



許可の年月日 令和 3年 8月30日

許可の有効年月日 令和 8年 3月 1日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎、選別）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

破碎：金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず

選別：汚泥、廃プラスチック類、金属くず（廃乾電池に限る。）

2. 事業の用に供するすべての施設

「裏面に記載」

3. 許可の条件

処理施設の設置場所及び用地面積

設置場所 岡山県倉敷市中島字中沖1224番1

用地面積 1,354m²

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 3月 2日 新規許可

平成29年10月16日 変更届に伴う許可証の書換え（水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いの明確化）

令和 2年 8月21日 変更届に伴う許可証の書換え（事業場地番の合筆による修正）

令和 3年 3月 2日 更新許可

令和 3年 8月30日 変更許可（選別処理の追加、破碎処理の限定解除）

5. 規則第10条の9第3項で準用する規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類 破碎施設

設置場所 岡山県倉敷市中島字中沖1224番1

設置年月日 平成28年1月20日

処理能力 4.0 t/日 (8時間)

産業廃棄物の種類 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず

(2) 施設の種類 選別施設

設置場所 岡山県倉敷市中島字中沖1224番1

設置年月日 令和3年7月20日

処理能力 6.0 t/日 (8時間)

産業廃棄物の種類 汚泥、廃プラスチック類、金属くず (廃乾電池に限る。)

複写禁止